

日本国憲法の基本原理

● 日本国憲法は次の三大基本原則をもつ。

◇ **国民主権** ……国の政治の主権者が国民であること。

◇ **平和主義** ……平和を願い、平和を最高の理念とすること。

◇ **基本的人権の尊重** ……人権は永久・不可侵の権利であること。

● 平和主義の一環でもある **戦争の放棄** は、国家の紛争解決手段として武力を行使しないことを

意味する。日本は被爆国として、「もたず、つくらず、もちこませず」の **非核三原則** も表明している。

日本国憲法と大日本帝国憲法

● 下の表は、日本国憲法と大日本国憲法の比較である。空欄に当てはまることばを答えなさい。

日本国憲法		大日本帝国憲法
民定憲法	性格	欽定憲法
国民主権	主権者	天皇主権
公共の福祉に反しない限り 最大限尊重される	国民の権利	法律の範囲内での保障。
教育 ・納税・勤労	国民の義務	兵役 ・納税・勤労
国権の 最高機関	議会	天皇に協賛するための機関

憲法の改正

● 日本国憲法を改正するには、各議院の総議員数の **3分の2** 以上の賛成で国会がこれを発議し、国民にその

案を示して **国民投票** で有効投票の **過半数** の賛成を得なければならない。可決されると

天皇 がこれを国民の名で公布する。